

2015年6月26日

議会議長 様

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

電話011-231-0816

ゆきとどいた教育をすすめる北海道連絡会

代表 國田 昌男 印

日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める陳情

学校教育は日本国憲法、教育基本法1条に基づき、子どもひとり一人の人格の完成をめざして行われます。歴史や公民教育の中心となる教科書は、国際協調の視点を持ち、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を自らの生活に結び付けて学べる内容であることが大切です。

2016年度から中学校、中等教育学校（前期課程）で使用される教科書の採択が各地ではじまっています。歴史・公民の教科書の中には、過去の日本政府や当局による加害の事実を小さく見せたり、アジア・太平洋諸国で2000万人以上の犠牲をもたらした日本の侵略戦争について、「自存自衛」で、日本の侵略が「東南アジアやインドの人々への独立への希望」になったと強調したり、占領期には「のちの独立の基礎となる多くの改革がなされた」などと日本軍を“アジアの解放者”として描いている教科書が存在します。一方、教員や研究者が自主的に立ち上げた出版社が発行した教科書では、歴史的事実を羅列するのではなく、過去の人間の姿やできごとを具体的に描き出し、歴史の事実に向き合い、子どもたちの発達や歴史認識の形成への考慮を指向した内容となっています。

文科省は2015年1月29日の「平成26年度指定都市教育委員・教育長協議会（第2回）」での配布資料「教科書採択の留意事項について」を発出しました。この通知では、「保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実」「教科書展示会に意見箱等を設置して保護者等の希望等を把握するなどの取組」など調査・研究の重要性を例示しています。また4月22日の国会審議で小松初等中等局長は「（教科書の調査研究にあたって幅広い意見を反映させるため）学校の先生方や保護者の方をはじめとした調査委員が専任されている。児童生徒に対して指導を行う教員の果たす役割は決して小さくない」とし、「（調査委員が）調査研究の結果として、何らかの評価を付し、それも参考に教科書の採択を行うことが不適切なものではない」と答弁しています。

1966年に日本政府も加わった76カ国によるユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」の61項では、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有している」として、「教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、…主要な役割が与えられるものとする」とされています。教科書の選定にあたって教員が「主要な役割」を担うことは国際的な標準であり、日本政府や地方教育委員会も尊重すべきものです。

教科書は、学校教育の中心的な教材として重要な役割を果たしており、その採択が公正かつ適正に行われ、よりよい教科書が子どもたちに渡されることは国民全体の願いです。

つきましては、日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書を、貴議会において採択されるよう要請いたします。

日本国憲法・子どもの権利条約の理念を尊重した教科書採択を求める意見書（案）

学校教育は日本国憲法、教育基本法 1 条に基づき、子どもひとり一人の人格の完成をめざして行われます。歴史や公民教育の中心となる教科書は、国際協調の視点を持ち、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を自らの生活に結び付けて学べる内容であることが大切です。

2016 年度から中学校、中等教育学校（前期課程）で使用される教科書の採択が各地ではじまっています。歴史・公民の教科書の中には、過去の日本政府や当局による加害の事実を小さく見せたり、アジア・太平洋諸国で 2000 万人以上の犠牲をもたらした日本の侵略戦争について、「自存自衛」で、日本の侵略が「東南アジアやインドの人々への独立への希望」になったと強調したり、占領期には「のちの独立の基礎となる多くの改革がなされた」などと日本軍を“アジアの解放者”として描いている教科書が存在します。一方、教員や研究者が自主的に立ち上げた出版社が発行した教科書では、歴史的事実を羅列するのではなく、過去の人間の姿やできごとを具体的に描き出し、歴史の事実に向き合い、子どもたちの発達や歴史認識の形成への考慮を指向した内容となっています。

1966 年に日本政府も加わった 76 カ国によるユネスコ特別政府間会議で採択された「教員の地位に関する勧告」の 61 項では、「教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有している」として、「教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、…主要な役割が与えられるものとする」とされています。教科書の選定にあたって教員が「主要な役割」を担うことは国際的な標準であり、日本政府や地方教育委員会も尊重すべきものです。

教科書は、学校教育の中心的な教材として重要な役割を果たしており、その採択が公正かつ適正に行われ、よりよい教科書が子どもたちに渡されることは国民全体の願いです。

地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

記

1. 公立学校における教科用図書採択において、教職員や保護者・住民の声を採択に生かし、憲法と子どもの権利条約にもとづく教科書を採択すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2015 年〇月〇〇日

〇〇議会議長 〇〇 〇〇

市町村首長
市町村教育委員会教育長
市町村教育委員会教育委員長

} 宛て